

[illegible]

① 専任役員（幹事・庶務委員及び監事連署責任者を除く。）について記載すること。
② 契約的設備において提供するサービスの範囲区分ごとに別表とすること。
③ 伝送方式の種類（回線及び非回線）ごとに別表とすること。
④ 品目ごとに別表とすること。
⑤ 電気通信事業者が提供する設備と接続される接続については、当該設備を利用する者の所在する都道府県期間で設定されたものとして記載すること。
⑥ 契約の締結に継続しない品目については、記載を要しない。
⑦ 接続する回線については、別表に両端とすること。
⑧ 「普通電話」の欄に記載する普通電話の回線は、日本電気規格普通電話コードの番号の順序によること。
⑨ 接続する通話回線のうち、落着き回線は4番とすること。
⑩ 回線の大きさ（日本電気規格普通電話4番とすること）。

[illegible]

注1 専用役使（除鉄道専用及び集荷運送専用を除く。）について記載すること。
注2 契約の款項において規定するサービスの範囲がどこに及ぶと記載すること。
注3 地方支店（支店）（支店及び支店間）ごとに記載すること。
注4 品ごとに分類すること。
注5 他社の事業と本事業との共通設備と継続される設備については、当該設備を利用する者の存在する範囲で開業員が設定されたものとして記載すること。
注6 新たに設備を継続しない品目については、記載を要しない。
注7 鉄道事業に関するについては、別添に所定すること。
注8 従来設備の増設、新設設備の増設及び日本企業規格標準コードの番号の順序によること。
注9 記載する範囲は貨物の数に依り、運賃及び運賃増徴率を決定すること。
注10 用紙の大きさは、日本企業規格表A列4番とすること。